上場維持基準に関する
経過措置の取扱い等の概要

Exchange & beyond

株式会社東京証券取引所

２０２３年1月３０日

© 2023 Tokyo Stock Exchange, Inc.

１．（１）経過措置の終了時期

- ２０２５年３月１日以後に到来する上場維持基準に関する基準日から、本来の上場維持基準を適用
  - 上場維持基準に適合していない場合は、原則として１年間（売買高基準は６か月間）の改善期間入り
  - 改善期間内に基準に適合しなかったときは、監理銘柄・整理銘柄指定期間（原則として６か月間）を経て上場廃止
    - ✓ ただし、本改正規則の施行日の前日（２０２３年３月３１日）において、２０２６年３月１日以後最初に到来する基準日を超える時期を終了期限とする計画を開示している会社については、改善期間の終了後に監理銘柄に指定し、当該終了期限における適合状況を確認するまでの間、その指定を継続

      ※ 制度要綱公表後から施行日の前日までの期間であっても、上記ただし書きの適用対象となることを企図した計画期間の設定は適切でないと考えられるため、その場合には、当取引所において変更理由等を慎重に確認

＜３月末決算会社の日程例＞

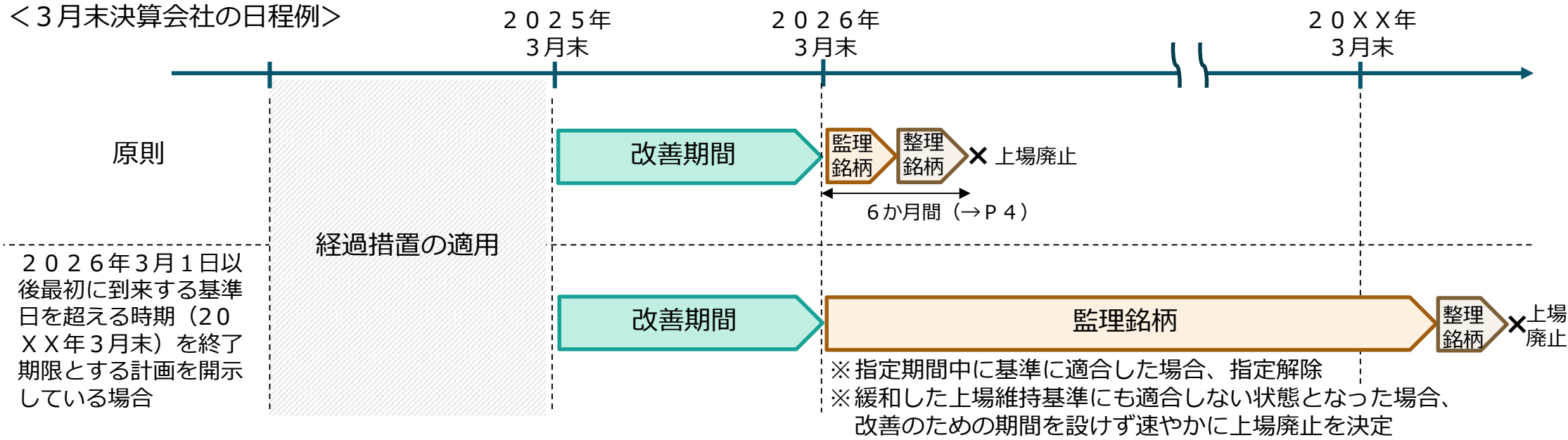

© 2023 Tokyo Stock Exchange, Inc.

１．（２）市場区分の再選択（プライム市場上場会社のみ）

- 経過措置の終了時期決定等を踏まえ、２０２２年４月３日において市場第一部に上場していたプライム市場の上場会社は、本改正規則の施行日から６か月間の間（２０２３年４月１日～９月２９日）において、改めてスタンダード市場への上場を選択可能とする
  - 当取引所は、選択申請を行った会社の一覧を月次で取りまとめのうえ、翌月第５営業日にウェブサイトに公表
  - 当取引所は、選択申請を行った上場会社について、２０２３年１０月１３日に市場区分の変更を公表し、同月２０日に市場区分の変更を実施

＜再選択に関する手続き＞

対象	手続きの内容
再選択を希望するプライム市場上場会社（全社共通）	市場選択申請書の提出
上記のうち、直近の基準日においてスタンダード市場の上場維持基準に適合していない会社	スタンダード市場の上場維持基準への適合に向けた計画の開示

※ 市場区分の変更審査への適合は不要

※ スタンダード市場の上場維持基準への適合に向けた計画を開示した場合に限り、経過措置の終了時期までは緩和した上場維持基準を適用

※ なお、スタンダード市場の上場維持基準に適合している場合であっても、プライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画を開示している場合には、既に開示している内容に関して、スタンダード市場への市場区分の変更に伴い変更や訂正が生じることとなるため、選択申請時にその内容を開示

© 2023 Tokyo Stock Exchange, Inc.

２．整理銘柄指定期間の延長

- 上場維持基準に適合せず、上場廃止が決定した銘柄について、既存株主の換金機会を確保するため、現在１か月としている整理銘柄指定期間を延長
  - ➢ 原則として、上場廃止決定後に整理銘柄へ指定し、当該上場維持基準の判定に関する基準日の翌日から起算して６か月間を経過した日に上場廃止

※ その他の上場廃止基準に関する整理銘柄指定期間及び上場廃止日については変更なし

＜現行制度と改正後の制度の比較（３月末決算会社における流通株式関連の基準の例）＞

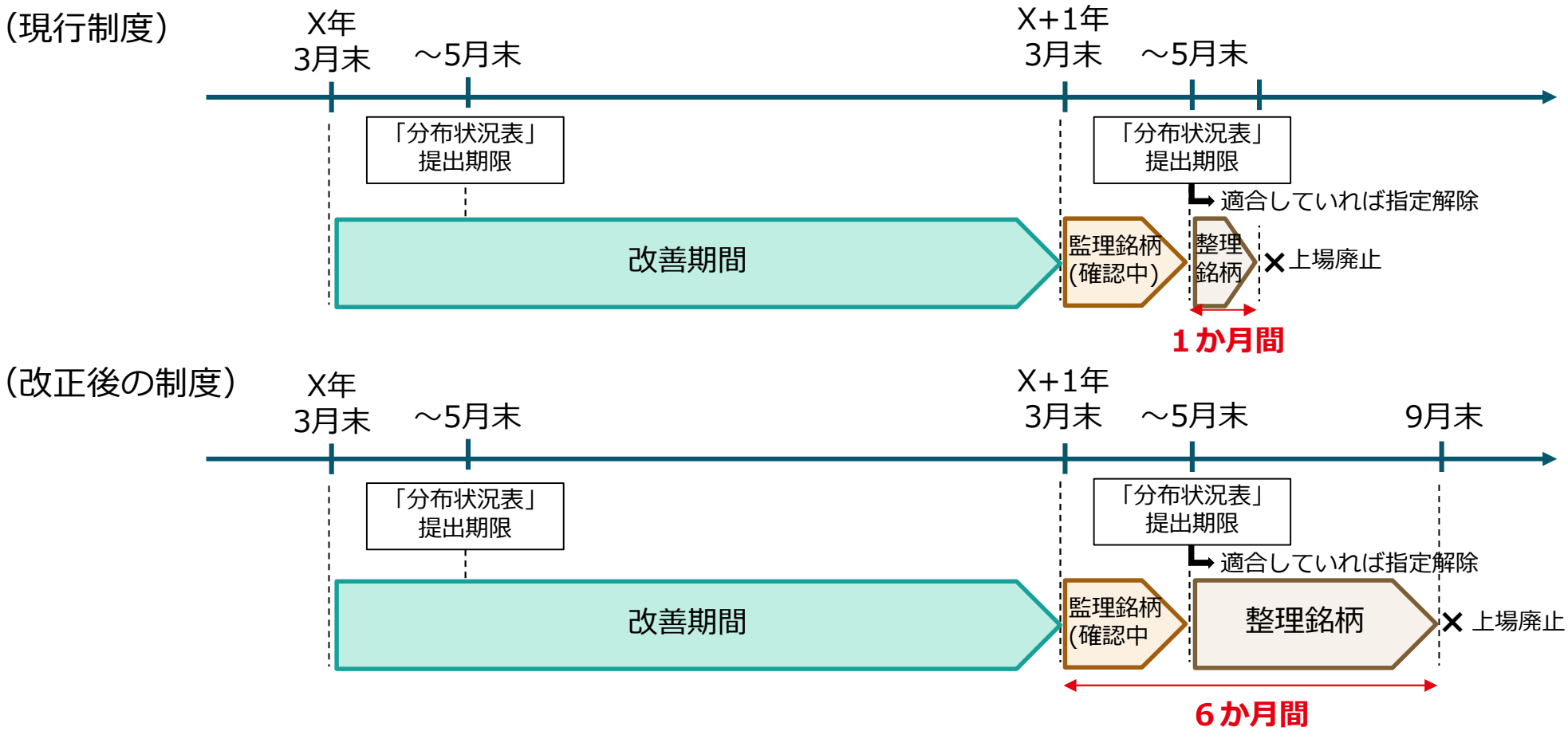

© 2023 Tokyo Stock Exchange, Inc.